

公益財団法人国際金融情報センター2020年度事業計画書

I. 調査事業

(1) 世界の主要国及び新興工業国・開発途上国の金融経済情勢を調査し、その成果を各種レポートにまとめる。2020年度の重点調査項目は次の通り。

2019年の世界経済の成長率は、世界貿易の減少、製造業を中心とした企業の景況感の悪化等から、国際金融危機後の2010年以来、最も低い伸びとなった。2020年の世界経済は、各国における緩和的な金融環境の継続や拡張的な財政政策の効果等により、回復に向かうものとみられていた。しかしながら、新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」）の大幅かつグローバルな拡大は、移動制限を始め経済活動を大きく制約し始めてきており、現時点ではその影響度合いを見通せる状況にはないものの、サプライチェーンや金融市場への影響を含め、世界経済への大きな下押し圧力になることが確実な情勢にある。

以下、中国以外は新型コロナの影響を除いた形で、2020年の各地域の経済見通しを記述する。

米国経済は堅調に推移している。米中貿易摩擦や世界経済の成長鈍化等から製造業を中心に一部で企業活動の鈍化が認められるものの、緩和的な金融政策と財政刺激策の効果もあり、雇用・労働環境は良好さを維持している。トランプ大統領は20年11月の大統領選挙を控え、USMCAの修正議定書に関する合意や、米中通商協議の第1段階合意など、企業マインドを下押ししてきた通商・外交政策を巡る不確実性を払拭する動きもみせている。しかしながら、大統領選の情勢如何では、トランプ大統領が新たな内向き政策を打ち出す可能性がある。また、米中貿易協議は中国の企業補助金といった核心的な論点の決着は先送りされ、火種は残っている。IT、安全保障などを含めた米中間の覇権争いの長期化およびそれに伴うデカップリングに対する懸念は、引き続き世界経済にとり大きなリスクとなっている。

欧州経済は、2019年は減速感を強めたが、2020年は底入れに向けた動きがみられている。良好な労働・雇用環境やECBによる金融緩和などを背景に内需は堅調さを維持するほか、欧州経済は、牽引するドイツ経済をはじめとして、英国のEU離脱など不透明要因の払拭もあり緩やかに回復する。2019年12月にフォン・デア・ライエン委員長の下で発足したEUの新体制は、各国においてポピュ

リスト政党が勢いを増す中、財政・金融政策、移民、気候変動対策など様々な難題に直面している。通商・外交面でも、米国との IT 企業を巡る課税問題を含む通商協議や EU 離脱を実現した英国との厳しい FTA 交渉に臨むことになる。英国・EU 間の FTA が 2020 年末の移行期間終了までに締結できなければ、EU・英国双方で金融経済の混乱が生じる。FTA や英国内の結束などを巡る不透明感が、特に英国経済に与える影響について留意が必要である。

新興国経済は、世界経済が減速する中、2019 年は総じて成長率が鈍化した。こうした中、低インフレ率などを背景に米欧に追随するかたちで予防的な利下げなどで景気を下支えする動きが広がった。2020 年は、世界経済の回復と金融・財政政策の効果により成長率は改善するとみられる。しかしながら、中南米、中東などで広がる既存政治体制への国民の不信の高まりや、昨年危機的な状況に陥った経済基盤の脆弱な国（アルゼンチン、トルコなど）の動向など、個別国の政治経済情勢の変化には引き続き注意が必要である。新興国では、大国の動向に大きく左右されない自律的かつ持続的な経済成長に向けて国内の経済構造改革も課題となっている。

中国経済は、内需主導の「質の高い発展」への転換を図る中で、成長率は緩やかに減速するとみられる。米中対立に加え、新型コロナの拡大により、経済の下押し圧力はかなり強まっており、機動的な金融・財政政策による対応は見込まれるものの、その影響には注意を要する。この間、過剰債務などの構造問題への取り組みが先送りになっている点にも留意する必要がある。

地政学リスクについて、とりわけ米国とイランの対立の激化による中東情勢の不安定化と安定的な原油供給への懸念がある。北朝鮮の核開発・ミサイル発射を巡る問題や中国の海洋進出など東アジアの情勢からも目が離せない。また、熱波・寒波、洪水などの異常気象がもたらす自然災害のリスクにも注意が必要である。また、グローバル化がもたらした格差の拡大、ポピュリズムの台頭や自国第一主義、反移民などが世界の国々の社会構造にも与える影響も広がっている。

このように地域及び国ごとに多様な問題に直面しているだけに、金融経済の現状ならびに見通しについて 2020 年度も積極的かつ分析的な情報提供に努めたい。

上記のような情勢を念頭に置き、以下のような個別テーマを 2020 年度の重点調査項目としたい。

- ① 新型コロナの影響
- ② 世界の為替、株式、金融市場の動向
- ③ 米国の政治、経済、外交通商の動向
- ④ ユーロ圏の経済動向ならびに英国の EU 離脱問題、フランス、イタリアの政治情勢
- ⑤ 中国、インド、ブラジル、トルコ、アセアン諸国等の新興諸国の政治経済動向
- ⑥ 石油価格をはじめとする国際原料品市況（非鉄、穀物ほか）の動向
- ⑦ イラン、イラク、サウジアラビア等中近東の政治・社会の動向
- ⑧ 地政学リスクの分析、気候変動・異常気象の経済・社会への影響

(2) 世界の主要金融市場における規制動向を把握し、本邦金融機関への影響等を考察する。

金融面では、FRB、ECB 等各国中銀による金融緩和の長期化が、世界の株式、債券市場に与える影響に注視したい。金融規制面では、バーゼルⅢの各国での適用状況や、米国での金融規制の緩和に関する動きなどについて調査していきたい。また、最近ではサイバー攻撃、暗号資産、ESG 等に関する規制・ルールに関する議論も広がっていることから、それらが本邦金融機関に与える影響や東京市場の国際化等のテーマもフォローしたい。

(3) 為替市場の変動に関して調査するほか、市場参加者の見方を継続的に集約したレポートを作成する。

(4) 従来の国別調査に加えて、環境問題やサステイナブル・ファイナンス、フィンテック、デジタル通貨、オープンバンキングなど会員の関心が高い分野を中心にテーマ別調査を手掛けていきたい。

(5) 調査にあたり、各国の政策当局、国際通貨基金・世界銀行・アジア開発銀行等の国際機関、内外の学術研究機関と緊密に情報交換を行う。

(6) 内外の政策・監督当局者や有識者を講師とするセミナーや、当財団職員による出張報告会等を通じて、レポート作成以外の形で積極的に情報提供する。また、大阪、名古屋など東京以外でのセミナー開催やホームページでの動画配信を通じて、遠隔地や都合でセミナーに参加できない会員への情報発信の充実を図る。

II. 経済制裁規制に関する情報等提供事業

国際的なテロ組織や大量破壊兵器としての核の保有・開発に対して、国連安全保障理事会決議や有志連合の国際協調によって資産凍結や資金使途規制など多数の制裁措置が課せられており、我が国においては、制裁措置に関する情報は外為法による告示により都度指定、改訂されている。さらに、金融機関などの特定事業者に対しては金融庁の「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」などにおいて、国連の制裁委員会が発表する情報、専門家パネルレポートのほか、海外主要国の規制内容など関連情報にも留意すべきとされている。

当財団では、2006年より経済制裁措置の対象者等に関する情報と、検索や照合ができる簡易的なシステムを300ほどの金融機関、特定事業者を提供しているが、2020年度も引き続きシステムの適切な管理に努め、上記措置の実効性に寄与できるよう、機能改善を図っていく。また、要人データベースのさらなる拡充、国連制裁委員会の専門家パネルの報告書の要約や決議違反事例に関する資料の整理、提供のほか、会員やユーザ向けに、昨年のFATF第4次対日相互審査の結果を踏まえたセミナーや勉強会を開催する予定である。

III. 個人利用システムの普及

公益財団移行を機にインターネット等を通じて、会員のみならず国民一般にも当財団の調査成果の普及を図る狙いから、個人利用システムを2013年2月から開始した。ホームページの改訂を受けて、2018年12月より新システムを開始した。今後のレポート販売状況を注視しながら、利用の促進を図っていきたい。

IV. 委嘱・委託事業

会員等からの委嘱および省庁の入札参加等により、新興諸国・開発途上国の金融・財政や対外債務管理等に関する各種調査・研究を行い、また研究会や研修会等に関する事務を行うものである。しかしながら市場環境は厳しさを増しており、2016年度に官庁のアジア研修案件を2件受注したのを最後に現在に至るまで受注実績はない。もっとも、2020年度予算では前年に続き最低1件の受注を計画に組み入れている。

以 上